

令和5年度海外で稼ぐNAGANO農産物輸出拡大事業 (県産ぶどう海外販路拡大事業) 業務委託仕様書 (案)

農業政策課農産物マーケティング室

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う令和5年度海外で稼ぐNAGANO農産物輸出拡大事業（県産ぶどう海外販路拡大事業）の業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 事業名

令和5年度海外で稼ぐNAGANO農産物輸出拡大事業（県産ぶどう海外販路拡大事業）

2 業務の目的

台湾において、実需者等と連携した販売促進活動等を実施することにより、クイーンルージュ®等県産ぶどうの認知度向上及び販路開拓を図り、輸出拡大につなげる。

3 委託契約期間

委託期間は契約締結日から令和6年2月20日までとする。

4 委託契約書

別紙のとおり

5 業務内容

- (1) 県オリジナル新品種「クイーンルージュ®」の台湾デビューイベント（トップセールス）の実施（1店舗）
 - (2) (1)のイベントへの生産者団体の出席（2名）
 - (3) 台湾百貨店等での県産ぶどうの販売促進活動の実施（(1)のイベント実施店舗を含め4店舗）
 - (4) 販促資材の作成（繁体字）※
 - (5) 実需者（バイヤー）等へのクイーンルージュ®等県産ぶどうのヒアリング調査（県産ぶどうのサンプル提供含む）（10者以上）
 - (6) SNS等インターネット等を利用した県産ぶどうの魅力発信（広報活動）
 - (7) クイーンルージュ®の認知度等調査
- ※販促活動のポスターはJA全農長野が所有するポスターを使用できる。

6 完了検査

- (1) 受託者は、本業務完了後、業務完了報告書を提出すること。
- (2) 受託者は、本業務完了後、本業務の責任者の立ち会いの上、委託者の検査を受けるものとする。
- (3) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

7 業務の実施体制

- (1) 業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- (2) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配し・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、契約締結後速やかに委託者へ提出すること。提案書においては、委託者との連絡調整の方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。
- (3) 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に委託者へ書面で報告すること。

8 対象経費

- (1) 本業務委託の対象となる経費は、以下のとおりとする。
 - ア 販売促進活動のための食材費・人件費・会場設営費等
 - イ 販売促進資材作成費（デザイン含む）
 - ウ 広報PR活動費
 - エ 旅費（台湾への渡航）※
 - オ その他事業実施に必要な経費
- (2) 本業務委託の対象とならない経費は、以下のとおりとする。
 - ア 機械・機器等購入経費
 - イ 土地・建物を取得するための経費
 - ウ 施設や設備を設置または改修するための経費
 - エ 委託者の飲食にかかる経費
 - オ その他、事業と関連が認められない経費
- (3) 一般管理費
事業経費の合計額の10%以内であること
※県職員が台湾に渡航する場合の旅費は委託業務に含めない。

9 成果品の帰属

- (1) 本業務により作成された成果品に関する全ての権利は、受託者が従前有していたものを除き、委託者に帰属する。
著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと。
- (2) 委託者は成果品について、加工及び二次利用できるものとする。

10 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 受託者は、成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

11 再委託

- (1) 受託者は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、委託者が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りでない。
- (2) 委託者により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

12 その他

- (1) 受託者は、新型コロナウイルス感染症の状況を常に考慮し、本業務が滞りなく実施されるよう努めること。そのため受託者は、予め関係各所と緊急事態宣言やまん延防止等重点措置（台湾においてそれに類する措置）が発令された場合の対応を協議し、委託者の了承を得ることとする。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め委託者と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。
- (4) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。
- (5) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは協議の上、書面によりこれを定める。